

別表3 個人情報保護法第23条に基づき、三菱自動車健康保険組合が保有する個人情報（個人データ）について、第三者提供を行う事例の公表

1. 個人データの第三者提供で、本人同意の必要のないものに係る公表

『法令に基づく場合』『公衆衛生の向上等の為特に必要がある場合であって、個々に本人の同意を得ることが困難（煩雑）な場合』『法令の定める事務を遂行することに対し個々本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合』に限り適用されるもの。

No.	利用目的	提供個人データ	個人データ提供先	契約書の有無
1	医療費支払内容審査 (柔整師)	レセプト(柔整)	ガリバーインターナショナル	有
2	給付情報処理	医療費情報・給付金支給内容・記号・番号・住所・氏名・健康保険資格情報	法研	有
3	負傷原因調査 (第三者行為等)	レセプト	ガリバーインターナショナル	有
4	扶養資格審査	氏名・住所・所得 ビザ(出入国記録)	法研 ユーキャンロジ	有
5	レセプト保管	レセプト	法研・旭倉庫	有
6	育児書配布	氏名・住所	赤ちゃんとママ社	有
7	郵送検診	氏名・住所・記号・番号 生年月日	あまの創健	有
8	訪問介護事業	氏名・住所 診療報酬明細書(レセプト)	ベネフィット・ワン NTTデータ	有
9	介護健康教室	氏名・住所	健康推進財団	有
10	特定健診 特定保健指導	氏名・住所 事業所から付与されているメールアドレス・健診データ	LSIメディエンス ベネフィット・ワン フィッツプラス	有
11	人間ドック・脳ドック・ 婦人科検診	氏名・性別・生年月日	LSIメディエンス	有
12	健康インセンティブ事業	住所・氏名・社員番号・住所・ 電話番号・メールアドレス・ 事業参加情報	ユーキャンロジ 富士通Japan	有
13	スポーツクラブ利用	記号・番号・氏名	スポーツクラブルネサンス セントラルスポーツ コナミスポーツクラブ アクトス	有
14	健康保険証発行	記号・番号・氏名・生年月日・ 住所・事業所名・所属	トッパン・フォームズ ユーキャンロジ	有
15	SASスクリーニング検査	氏名・住所	フィリップス・ジャパン ユーキャンロジ	有
16	糖尿病重症化予防事業	記号・番号・氏名・メールアドレス・ 定期健康診断結果	シンクヘルス株式会社	有
17	データヘルス計画	レセプト情報・定期健康診断 結果	株式会社JMDC	有

18	CPAP 給付事業	住所・氏名・記号・番号 メールアドレス・診療情報	医療法人社団ゆみの	有
----	-----------	-----------------------------	-----------	---

2. 個人データの第三者提供で、予め本人同意を得るべきものに係る公表

『利用目的』『提供される個人データの項目』『提供手段・方法』『本人の求めに応じ個人データの提供を停止する』こと等について、あらかじめ、本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り適用されるもの

No.	項 目
1	高額療養費を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること（※1）
2	付加給付（当健保規程自己負担限度額超部分の補助）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること（※1）
3	医療費通知用の Web 情報を作成し通知を世帯まとめて行うこと（※1）（※2）
4	第三者行為（交通事故等）の請求を行う為に、レセプト（写）を損害保険会社等へ提出すること
5	レセプトより処方内容を抽出・精査し、被扶養者に対する「ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ」を送付すること（※2）
6	マイナ保険証の利用登録勧奨通知を世帯ごとにまとめて送付すること。（※1）

※1 同意されない方は、受取方法が変更となりますので、別途申請手続きが必要となります。（健保への連絡要）

※2 発行不要の場合、予め申し出ください

3. 要配慮個人情報の第三者提供にあたり、事前同意の必要がある事業

No.	利用目的	提供個人データ	個人データ提供先	事前同意について
1	健康インセンティブ事業	健康ポイント関連情報 歩数・バイタルデータ	富士通 J a p a n	健康ポイントマイページ登録時に各人が同意確認を行う

4. 個人データの共同利用を行うことに対する公表

『利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの一部又は全部を委託する』『個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている』場合に限り適用されるもの。

【高額医療費交付事業】

(1) 共同利用する目的

健康保険法附則第2条に基づく事業で、当組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部を交付される事業に申請を行うため。

【提出先：健康保険組合連合会】

※高額とは一般レセプト 120,000 点以上、特定疾病レセプト 40,000 点以上のことを言う。

(2) 共同利用する個人情報（個人データの項目）

該当する診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。レセプトと称する。）のコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求額

(3) 個人情報の管理について責任を有する者

三菱自動車健康保険組合 常務理事
健康保険組合連合会 交付金交付事業グループ長

【高齢者訪問指導事業】

(1) 共同利用する目的

65歳以上もしくは老人保健制度にご加入の被保険者及び被扶養者の中から、健康の維持管理を要すると判断される方々を選出し、専門職（保健師・看護師・ケアマネージャー・社会福祉士等）による訪問相談（家庭訪問による面談式相談・情報提供）事業を行うため。この事業の運営は、株式会社 ベネフィット・ワンと共同して実施する。また、効率的かつスムーズな事業運営・事業実施状況の把握及び事業実施効果の確認等のために、個人情報の保護について漏洩等事故のないよう万全の体制を整え、利用目的の範囲内において、後記の内容にて個人データを同社及び訪問担当者と共同して利用することとする。

(2) 共同利用する個人情報（個人データ）

被保険者、被扶養者の健康保険証記号・番号、氏名、住所、郵便番号、電話番号、性別、生年月日、年齢、診療報酬明細書、事前アンケート、訪問時に確認した対象者状況、相談内容、訪問担当者が判断した対象者の生活上等における留意点、訪問担当者からのアドバイス・情報提供内容、訪問後にいただくアンケート

(3) 個人情報の管理について責任を有する者

三菱自動車健康保険組合 常務理事
株式会社 ベネフィット・ワン 営業部長

【健保関連個人情報】

(1) 共同利用する目的

①健康保険法改正に伴い、平成20年度以降義務化されることになった、40歳以上全加入者を対象とした生活習慣病に関する「特定健診」の実施、及び、その健診データに基づいた「特定保健指導」を行なうため。

②コラボ事業として健康インセンティブ事業を運営するため。

③健保関連配布物の自宅送付

(2) 共同利用する個人情報

- ・適用時、事業所を経由し、事業所として知り得る加入者個人データ（住所、氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、加入・喪失年月日等）
- ・加入事業所が把握する法定健診データ
- ・健康インセンティブ事業、健康ポイント（歩数・バイタルデータ※）

※バイタルデータについては要配慮個人情報のため、別途同意が必要

(3) 個人情報の管理について責任を有する者

三菱自動車健康保険組合 常務理事
加入事業所 健康保険担当部長